

自主的避難等対象区域（伊達郡国見町）であんぼ柿の生産販売業を営み、本件事故以前から増産のための設備投資を計画し、事故後に増産設備の建築を完成させたものの、その後に福島県からあんぼ柿の加工自粛が要請された申立人について、将来の増産見込み分についても逸失利益の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

ア 以下の土地から収穫される柿を原材料とするあんぼ柿の加工販売にかかる逸失利益（平成23年4月1日～平成27年3月31日）

（収穫地）

所 在	伊達郡国見町大字〇〇字〇〇
地 番	〇番
地 目	畑
地 積	1 4 8 0 m <sup>2</sup>
所有者	A

イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項ア記載の損害項目及び期間に対する和解金として金309万8074円、第1項イ記載の損害項目及び期間に対する和解金として金9万2942円、合計金319万1016円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年7月7日

（仲介委員 小山達也）